

## 日本における破産法改正と債務者更生

川嶋, 四郎  
九州大学大学院法学研究院

<https://doi.org/10.15017/8747>

---

出版情報 : 法政研究. 74 (2), pp.63-78, 2007-10-15. 九州大学法政学会  
バージョン :  
権利関係 :

## 日本における破産法改正と債務者更生

川 嶋 四 郎

〈目次〉

- 1 はじめに
- 2 倒産事件の増加と倒産法改正
- 3 「倒産 5 法制」から「倒産 4 法制」へ
- 4 新しい破産法の立法趣旨
- 5 改正前の消費者破産手続
- 6 新破産法における消費者破産手続
- 7 今後の課題

### 1 はじめに

本日は、「自由・平等・博愛」の国、フランス・パリの伝統ある商事裁判所で、ごく最近行われました日本の破産法改正についてのお話をする機会を与えていただき、ありがとうございます。特に、フランス・パリといえば、その著作から、妻と私が、深い感動を得ることができました、ヴィクトル・ユーゴーを思い出します。

人間に対する温かい眼差しを持ちながら、自己の身の危険をも顧みず、「レ・ミゼラブル (悲惨な人々)」が生まれ出されることがない社会の構築を希求し続け、膨大な著作活動を行ったユーゴーは、私たちの家庭では、敬意を払って「ユーゴー先生」と呼ばせてもらっています。その故地で、現時の「日本における破産法改正と債務者更生」のテーマ、すなわち、経済的な破綻に陥った人々の究極の法的救済過程のあり方についてお話しできますことに、深い喜びを感じています。ありがとうございます

います。

また、皆さんの貴重なお時間をいただきましたことにつきましても、心から御礼申し上げますとともに、翻訳の労をお取りいただき、通訳までしていただきます、新潟大学の松本英実先生にも、心より御礼申し上げます（\*）。

（\*）本稿は、2006年3月に、「法科大学院等専門職大学院教育形成支援プログラム」の一環として、「裁判と法実務の国際的体験研修プログラム（主幹校・新潟大学法科大学院、青山学院大学、九州大学）に参加させていただいた折、オックスフォードのクライスト・チャーチで依頼を受け、フランスのパリ商事裁判所の裁判官と日本の学生のために、当地で草したものである。

なお、このプロジェクト全体の概観は、法学教室321号4頁、322号6頁(2007年)を参照。

## 2 倒産事件の増加と倒産法改正

いわゆる平成2年（1990年）頃のバブル経済の崩壊以降、日本経済における停滞状況の長期化に起因しまして、一般に、倒産処理制度の利用件数は、増加の一途をたどってきました。また、社会の複雑化、高度化、国際化および多様化の傾向のなかで、新たな対応を必要とする倒産事件数もまた、ますます増加しています。

そのような状況は、大正11年（1922年）に破産法などが制定された時代には、立案担当者の視野に入っていなかったものであり、それゆえに、たとえば、消費者倒産、中小企業等の再建および国際倒産事件への対応などを中心として、これまで指摘されてきました制度的な不備を、全面的かつ抜本的に見直し、一括的な是正を行う必要性が、一段とクローズ・アップされたのです。

より具体的に、まず近時の破産申立件数（年間の新受事件数）を、概観してみましょう。

バブル崩壊期の平成2年（1990年）には、25,091件でしたが、翌年には、ほぼ倍の45,658件に増加し、平成10年（1998年）には、10万件を突破し、111,067件に達しました。そして、平成14年（2002年）には、20万件を突破し、224,467件に達したの

です。さらに、その翌年の平成15年（2003年）には、251,800件を数え、一つの頂点を形成しました。これは、個人や企業を問わず、破産事件全体を眺めた数字ですが、これらの事件のほとんどは、消費者自身による破産申立事件によって占められているのが現実です。

そこで、消費者破産を申し立てる債務者が、その取得を目的とする免責（債務の責任を免れる制度）に関する事件に注目した場合に、爆発的な増加が見られます。

データが明らかにされている平成6年（1994年）には、免責事件の新受事件数37,711件、免責許可決定数35,965件、免責不許可決定数523件でしたが、平成11年（1999年）には、新受事件数が131,467件と10万件を超え、免責許可決定数132,247件、免責不許可決定数696件になり、平成15年（2003年）には、新受事件数247,380件、免責決定数249,505件、免責不許可決定数757件となったのです。

つまり、この10年間で、免責申立事件数が7倍以上に増加し、免責許可決定数もまた、7倍以上に増加したのです。ただ、この数字と比較しまして、興味深いことに、免責不許可決定数は、この10年間で1.5倍弱の増加にすぎません。単純な比較ですが、免責決定（免責許可決定）の割合の急激な増加を看取することができるのです。ちなみに、平成15年（2003年）の免責許可決定の割合は、約98%でした。

現在の消費者破産事件は、まさに日本経済の不振を直接反映したものであり、リストラ破産・住宅ローン破産などと呼ばれるケースも多くなっています。さらに、問題は深刻化し、そもそも現在の日本には、潜在的にはなお数十万人のいわば破産予備軍が存在するとも言われているのです。なぜならば、いわゆる破産大国であるアメリカと比べても、一人当たりの借金額（信用供与額）は、日本の方が多く、アメリカでは年間130万件以上の消費者倒産事件があるとされているからです。

また、日本では、この間全国各地の弁護士会や個々の弁護士等の努力もあり、破産・免責制度を通じた法的救済についての考え方が、国民の間に浸透し始めた結果とも、考えられます。それは同時に、消費者破産が、懲罰的な意味合いという、過去志向的な暗いイメージを払拭して、債務者更生という、将来志向の前向きのイメージを形成しつつあるとも、考えられるのです。

なお、日本では、たとえば、小説家の宮部みゆきは、『火車（かしゃ）』で、若い女性の消費者破産を題材に、その過酷な現状を描きました（この小説は、英語に翻

訳されているようです。)。なお、チャールズ・ディケンズも『デビッド・コパーフィールド』の中で、人のいいミコーパーの破産と、その結果として移民の道を選択する様子を、描いています（なお、『レ・ミゼラブル』のテナルディエも、マリウスから金をもらって、アメリカ行きの船に乗りました。）。

より一般に言いますと、ヴィクトル・ユゴーが『レ・ミゼラブル』を書く動機となったように、「社会制度の問題が、レ・ミゼラブルを生み出している。」といった事態が、日本における破産現場には、場所と時代を超えて顕在化しているとも考えられるのですが、同時に、それに対応した法的あるいは事実的な救済過程の構築も、進みつつあると評価することができるのです。

### 3 「倒産 5 法制」から「倒産 4 法制」へ

ところで、日本における今次の倒産法改正前には、「倒産 5 法制」が存在しました。すなわち、破産、和議、会社整理、特別清算、会社更生に関する法制が、それです。

これらの各制度は、機能的に見れば、清算型手続と再建型手続とに分類できます。すなわち、前者が、破産と特別清算であり、後者が、和議、会社整理、会社更生です。それぞれ、制定された時代背景が異なり、利用できる手続主体も手続自体も異なっていました。すなわち、近代的なまとまった法典として、大正11年（1922年）に、破産と和議の制度が、ドイツ法・オーストリー法の影響を受けて創設され、昭和13年（1938年）には、いわゆる金融恐慌の結果、イングランド法の影響を受け、会社整理と特別清算の制度が創設され、戦後、昭和27年（1952年）に、アメリカ法の影響を受けて、会社更生の制度が創設されました。破産と和議の制度が、自然人および法人ともに利用できる制度であったのに対して、特別清算、会社整理および会社更生は、株式会社のみが利用できる制度でした。

平成 8 年（1996年）に、今次の倒産法制の改正作業が開始された当初におきましては、いわゆる「倒産 5 法制」の一体的な改正が目標とされていました。

ところが、当時の経済情勢の下で、中小企業の倒産件数が激増し、少なくともそれに対する緊急の対応が必要となりました。そこで、倒産法制の一括的な見直しという基本的な方向は修正され、緊急度の高い法制度から段階的に検討し改正する方

向へと軌道修正が行われ、まず、中小企業等にとって利用しやすい再建型の倒産処理手続の整備が、最初の改正課題として取り上げられました。

その結果、最初に制定されたのが、平成11年（1999年）の「民事再生法」であります。その後、給与所得者の再生および住宅所有者の再生の特則を規定しました、「民事再生法等の一部を改正する法律」と、「外国倒産処理手続の承認援助に関する法律」とが、平成12年（2000年）に制定され、平成14年（2002年）には、新会社更生法が制定され、そして、平成16年（2004年）には、清算型の倒産処理法の一般法としての意義をもつ新破産法が制定されたのです。

なお、その後、平成17年（2005年）における新会社法の制定によりまして、特別清算手続が改正を受け、会社整理手続が廃止され、ここに、この間の倒産法制の整備に、一応の完結を見たのです。

そして、結果としては、新たに「倒産4法制（破産、民事再生、会社更生、特別清算）」が誕生しました。

#### 4 新しい破産法の立法趣旨

さて、その新破産法案が国会に提案されるさいには、次のような理由が挙げられていました。

すなわち、社会経済情勢の変化とこれに伴う破産事件の著しい増加にかんがみ、破産手続の迅速化および合理化を図るとともにその実効性および公正さを確保するため、債権の調査およびその確定の手続、配当手続等の簡素合理化、管轄裁判所の拡大、破産手続開始前の債務者の財産の保全のための制度の拡充等の措置を講じるとともに、破産手続における各種の債権の優先順位の見直し、破産財団に属しない財産の範囲の拡張、否認制度の整備等の措置を講じる等の必要があるという理由が、それです。

ここでは、特に、手続の「迅速化」や「合理化」が最初に挙げられていますが、それらとともに、「実効性」と「公正さ」の確保も強調されています。

まず、「迅速性」を探求する背景には、司法制度改革の潮流のなかで平成15年（2003年）に制定された「裁判迅速化法」の趣旨と通底する考え方があります。また、そ

こには、より本質的に、破産というものについての考え方の転換要素が、垣間見られるのです。

すなわち、破産について事件数が急増してきているという現状で、破産事件の処理が、起きてしまった経済的破綻の後始末という「消極的位置付け」から、自由な経済活動に不可避免的に伴う現象を処理する不可欠のものであってそれ自体に経済合理性が必要であるとの「積極的な位置付け」に変わりつつあるといった、取引経済社会の変化が、それであると考えられるのです。経済界などでは、倒産は新たなビジネス・チャンスであるとも、言われているわけです。

次に、勿論、「公正性」の探求も不可欠であり、それを担保するための様々な手続的な規定が設けられている点も特徴的です。大きく見た場合には、いわば、破産手続という財産的清算の過程自体が、公正さの確保のための規定群ということができますし、また、免責手続についても、同様のことを指摘できると考えられるのです。

とりわけ、新破産法1条が、法の目的として次のように規定している点は、注目に値すると思います。

すなわち、この法律は、支払不能または債務超過にある債務者の財産等の清算に関する手続を定めること等により、債権者その他の利害関係人の利害、および、債務者と債権者との間の権利関係を適切に調整し、もって、債務者の財産等の適かつ公平な清算を図るとともに、債務者について経済生活の再生の機会の確保を図ることを目的とすると、規定されているのです。

ここには、本日の主題の「消費者破産」につきましても、「債務者について経済生活の再生の機会の確保」が、破産法の目的として明示されたことによりまして、より「積極的な位置付け」が見られると、考えることができます。この傾向は、破産手続過程を通じた、いわば「将来志向の破産的救済の実現」とでも、評することができます。

なお、日本の破産法制の基本的な特質は、一般破産主義、固定主義および非懲戒主義（免責主義）が採用されていることです。

まず、一般破産主義は、商人破産主義に対立する概念であり、商人以外のすべての自然人も、法人と共に破産申立権者になることができ、破産的清算の法的恩恵を受けることができるという基本的な考え方であります。次に、固定主義とは、一般

債権者への配当の原資となる破産財団を手続開始時に固定してしまうという考え方であり、手続開始後に債務者が新たに取得した財産（新得財産）も破産財団に組み込むことができる膨張主義と対立する概念です。さらに、非懲戒主義（免責主義）とは、経済的な破綻に陥った債務者をいわば経済界の秩序を破壊するものとして扱い、破産手続を通じて、経済的な秩序を維持するために処罰するといった懲戒主義を採らずに、免責不許可事由がないかぎり、その債務者の責任を免除する考え方です。

以上のような基本的な考え方は、旧法・新法を通じて、基本的には変わりがありません。

## 5 改正前の消費者破産手続

さて、消費者破産とは、経済的に破綻した消費者（いわゆる個人の多重債務者）が債務の免責を求めて破産手続を申し立てる事態を指す概念として、一般に用いられています。したがって、消費者破産は、結局のところ、自己破産の手続と免責の手続ということになります。このような意味での消費者破産は、昭和20年代の後半までは、存在しませんでした。つまり、当時、債務者は、債権が時効消滅等しないかぎり、また、債権者が追及をやめないかぎり、いわば死ぬまで債務を負い続けることを、運命づけられていたのです（死んでも、被相続人が相続放棄や限定承認をしないかぎり、さらに、債権者は、被相続人から取立てを行うことができたのです）。これは、ドイツ法の伝統によります。ただし、現在ではドイツ法も、免責制度を有していますが。

ところで、今回の破産法の改正前においては、極論すれば、消費者破産のための手続と言えるものは、昭和27年（1952年）に創設された破産法中の免責手続だけでした。

この免責制度が導入されたのは、当時のアメリカ連邦破産法の影響を強く受けたものです。すなわち、GHQによる日本の占領下、破産法・和議法の全面改正が目論まれましたが、時間的な制約等もあり、最も重要な点として、免責制度の導入と会社更生法の新設にかぎって立法作業が行われた結果です。



当時における免責の基本的な考え方は、会社が債務の負担を軽減して再建の道が許されるならば、個人も、免責を通じて、債務が消滅するわけではないものの債務の責任を免れることが許されてよいというものでありました。

さらに、昭和36年（1961年）に言い渡されました最高裁大法廷決定（最大決昭和36年12月13日・民集15卷11号2803頁）によれば、免責制度は合憲であり、その基本趣旨は、次のように考えられています。

「破産法における破産者の免責は、誠実なる破産者に対する特典として、破産手続において、破産財団から弁済出来なかつた債務につき特定のものを除いて、破産者の責任を免除するものであつて、その制度の目的とするところは、破産終結後において破産債権を以つて無限に責任の追求を認めるときは、破産者の経済的再起は甚だしく困難となり、引いては生活の破綻を招くおそれさえないとはいえないので、誠実な破産者を更生させるために、その障害となる債権者の追求を遮断する必要が存するからである。

同法366条ノ9〔新法、252条〕では、債務者に詐欺破産、過怠破産の罪に該る行為があつたと認められるとき、その他同条列記の不信行為があつたときは、裁判所は免責不許可の決定を為すことができると定められ、免責の許可は誠実な破産者に与えられる法意であることが窺われるし、また、366条ノ12〔新法、253条〕では、租税、雇人の給料、その他同条列記の特殊の債権は免除するを適當でない認め、これを除外して、他の一般破産債権についてのみ責任を免れることに定められている。これらの規定はいづれも免責の効力範囲を合理的に規制したものといえる。

ところで、一般破産債権につき破産者の責任を免除することは、債権者に対して不利益な処遇であることは明らかであるが、他面上述のように破産者を更生させ、人間に値する生活を営む権利を保障することも必要であり、さらに、もし免責を認めないとすれば、債権者は概して資産状態の悪化を隠し、最悪の事態にまで持ちこむ結果となつて、却つて債権者を害する場合が少くないから、免責は債権者にとつても最悪の事態をさけるゆえんである。これらの点から見て、免責の規定は、公共の福祉のため憲法上許された必要かつ合理的な財産権の制限であると解するを相当とする。されば右免責規定は憲法29条各項に違反するものではない。」

さて、この免責手続は、立法当時から30年間ほどは、不思議なことに、ほとんど用いられませんでした。しかし、いわゆるサラリーマン金融（サラ金）が市民生活に浸透し、また、クレジット・カードが広く用いられるようになるに従って、このような消費者の破産状況からの救済の必要性は一変しました。多重債務の負担にあえぐ破産状態の債務者が激増し、そのような状況から抜け出るために、免責制度が活用され始めたのです。

しかも、一方で、多重債務者の債務は、業者による高金利、過剰な融資、そして過酷な取立てといった、いわゆる「サラ金3悪」によって、雪達磨式に膨れ上がりました。他方で、いわゆるノンバンク（消費者金融業者、信販会社等）は、空前の収益を上げ続けてきました。そのようなノンバンクに高額な融資をし続けているのは、公的資金（税金）の投入やゼロ金利政策等によって、バブル崩壊で生じた不良債権処理をほぼなし終えた大手都市銀行であるのも、また事実であります。

この間、いわゆる「闇金融（ヤミ金）」の跳梁跋扈も、社会問題となりました。

このような状況で、全国各地の弁護士会等は、多重債務者の救済のために、まさにこの免責手続を活用したのです。それによって、一般市民にも、法的な救済手段としての免責手続の存在が知られることになり、多重債務を負った消費者の自己破産申立件数が、著しく増加することになったのです。

そこで、旧法下の破産手続が鼎の軽重を問われることになりました。そしてまた、実務上の運用によって、可能な限り、迅速かつ公正な破産手続・免責手続が実施されてきましたが、しかしながら、旧破産法下の消費者破産手続に相当する規律には、次のようないくつかの問題点が存在しました。

まず、第1に、自由財産の範囲の狭さの問題です。

旧法では、破産は包括執行であり、破産宣告が、すべての債権者のための差押えと考えられたので、破産財団に組み込まれない財産で債務者の更生のために利用できる財産である自由財産の範囲については、個別執行である民事執行法上の強制執行の差押禁止財産の規定が、準用されていました。ドイツ法に倣い、強制執行は個別執行であり、破産は包括執行などと呼ばれ、その共通性が認識されていたからです。しかし、たとえ日本の強制執行法が平等主義を採用しており、いわば「簡易破産」的な側面がなくはないにしても、破産における債務者更生の要請は、強制執行

の場合に比べて格段に高く、自由財産の拡大が強く要望されていたのです。

次に、第2に、破産手続と免責手続とが、別個の手続と考えられていました。

それゆえ、消費者である破産債務者は、免責を得るためには、破産申立てとは別に、一定期間内に新たに免責申立てをしなければならなかったのです。つまり、免責の申立てをしなければ、その恩恵を享受できなかったのです。

さらに、第3に、第2と関係しますが、平成2年（1990年）の最高裁判例（最3小判平成2年3月20日・民集44巻2号416頁）の存在です。

これによれば、破産手続とは異なり、免責手続には債権者による権利実行に対する禁止の措置が存在しないことから、破産手続同時廃止後で免責許可決定の確定前には、債権者は破産債務者の財産に対して自由に強制執行をすることができる点とされていた点にも、大きな問題がありました。しかも、債務者は、免責許可決定後に、その執行で持って行かれた金銭について、不当利得の返還請求もできないとされたのです。

それゆえに、旧法下では、消費者である破産債務者が破産宣告決定および免責許可決定を得ても、更生に必要な財産が、債権者の強制執行によって持ち去られてしまうといった事態さえ、生じていたのです。

その他、いくつかの問題がありましたが、後に、新破産法の諸規定との関係で、言及したいと思います。

## 6 新破産法における消費者破産手続

確かに、新破産法には、消費者破産手続と明示された独立の「章」等は存在しませんが、旧法の問題点を克服するためのいくつかの新たな規律が存在します。

まず、第1に、「自由財産の範囲の見直し」が行われ、その範囲が拡張された点を挙げることができます。

一般に、自由財産となるのは、①新得財産（破産手続開始後に破産債務者が取得した財産）、②差押禁止財産、および、③破産管財人が財団から放棄した財産です。

この差押禁止財産の範囲は、原則として民事執行法に規定されていますが、その他の法律による差押禁止財産（例、信託財産、生活保護受給金等）も、やはり自由

財産として扱われています。

新破産法は、先に挙げた問題点を克服するために、債務者の経済的な再起の機会を拡大するために、自由財産の範囲を拡大しました。

すなわち、まず金銭について、差押禁止財産となる66万円に対し、その1.5倍すなわち99万円を自由財産として認めることにしました。これは、包括執行である破産手続のもとでは、個別財産に対する強制執行の場合よりも、債務者の生活維持のために必要となる当座の資金は、大きくなるべきであるとの配慮に基づいた取扱いです。

しかし、実際には破産債務者が99万円もの現金をもって破産することは考え難いようにも思われます。したがって、これは、破産原因の考え方や評価とも関わりますが、早期における自己破産の申立ての奨励とも受け取れる規定です。また、破産法は、裁判所が、破産債務者の申立てによりまたは職権で、破産債務者の生活状況、破産手続開始時の自由財産の種類・額、破産債務者の収入の見込み等の事情を考慮して、自由財産の範囲を拡張することをも認めています。この手続によって、たとえば、少額の現金しかない債務者は、本来は自由財産にならないような銀行預金や自動車等を、自由財産に加えてもらうことが可能となるのです。

次に、第2に、「破産手続と免責手続との一体化」と「免責手続中の強制執行の禁止」とを挙げることができます。

すなわち、新破産法は、債務者により破産手続開始の申立てがあった場合には、反対の意思が表示されていないかぎり、同時に免責許可の申立てをもしたものとみなしています。これは、債務者の通常的意思を勘案し、後日、債務者が免責許可申立てを忘れるといった事態の発生を防止したものです。なお、債権者が破産手続開始を申し立てた場合には、免責許可申立ては、原則として破産手続開始決定確定後1月以内にしなければならないとされています。

また、新破産法は、免責手続中も強制執行等を禁止することにしました。すなわち、免責許可申立てがありながら同時破産廃止（同廃）等によって破産手続が終了した場合（これが、消費者破産の通例の形態）は、免責許可に関する裁判が確定するまでの間、破産手続と同じ形で、債権者は強制執行・仮差押え・仮処分等を行うことができず、すでになされている強制執行等は、中止されることになります。こ

れにより、旧法下の上記のような問題は解決され、債権者は、免責手続中においては債権回収を図れなくなりましたので、免責制度の継受のさいにおける立法の不備が、解消されることになったのです。

ところで、免責は、免責不許可事由がないかぎり、必ず許可されます。免責不許可事由としては、財産の隠匿・損壊・不利益処分、非義務的偏頗行為、浪費・賭博等の射倖行為、債権者を騙した詐術による借入れ、虚偽の債権者名簿の提出、不正の手段による破産管財人等の職務妨害、免責許可申立前7年以内の免責取得・再生計画認可、破産手続中の義務違反行為などがあります。なお、旧法では、一旦免責許可決定を受けた者は、その後、10年間は新たに免責を受けられませんでした。新法では、その期間が7年に短縮されました。

なお、先に述べましたように、現実の免責率はかなり高いのですが、しかし、その内実は、浪費・賭博等免責不許可事由が認められ、免責の許可が困難であると予め考えられるような事件について、事前に裁判所から勧告があり、破産手続開始申立てや免責許可申立てが取り下げられる例も、実際には相当数あるからであるとも、言われています。

また、免責不許可事由があっても、それが軽微なものである場合などは、裁判所の裁量によって免責が許可される場合もあります。これは「裁量免責」と言われ、従来からもこのような運用が行われていたのですが、このような考え方が、新法では規定の上に明記されたのです。

なお、免責許可決定の効果として、破産債務者は原則として、破産債権者に対する債務の全部についてその責任を免れることになります。この「責任を免れる」ということの意味につきましては、破産債務者の債務は残存するが強制履行のできない自然債務になるとする「自然債務説」と、債務が消滅してしまうとする「債務消滅説」とが対立しています。前者の「自然債務説」が、通説・実務の扱いです。それゆえ、免責された債務について債務者が任意に弁済したとしますと、それは弁済としての効力を有することになる、すなわち、不当利得にはならないと、理解されています。

そのほか、一般には、破産法が現代語化され、また、差別的な用語を法典から放擲した点も評価できます。現代語化の効用としましては、利用者にとって、比較的

分かりやすく利用しやすい手続になったと、評することができます。また、差別的な用語の駆逐は、たとえば、「破産宣告」という用語に代えて「破産手続開始」が用いられることになった点などを、挙げるすることができます。

なお、旧法下に存在しました、裁判所の命に基づく警察官による破産債務者の監守の制度も廃止されました。

## 7 今後の課題

このように、新破産法の制定によって、消費者破産制度は、拡充されましたが、以下、順不同に、若干の問題点を指摘しておきたいと思います。

第1に、破産手続と個人再生手続との役割分担の問題を、挙げるすることができます。つまり、現在の財産には見るべきものはないものの、近い将来に継続反復する相当の収入が見込まれる債務者が、破産免責を選択することが許されるかという問題です。これは、破産申立ての濫用の問題にもかかわります。

第2に、消費者破産の目的である免責の理念を、いかに考えるかという問題です。「借りたものは返すべきである」との理念を尊重し、免責とは、誠実な債務者に対する特典や恩典と考えるか、それとも、将来志向的に、更生の意欲を有する不誠実でない債務者が得ることができるものとするか、たとえば、免責許可決定や自由財産拡張の裁判などの手続運営に差異が生じると、考えられるのです。

第3に、消費者破産事件は、別名「同廃事件（同時破産廃止事件）」とも呼ばれるように、破産手続開始決定と同時に破産手続が終了し、破産管財人は選任されません。そこで、管財人により、債務者の財産の調査や否認権の行使を通じた破産財団の増殖の可能性もなくなるわけです。それゆえ、同廃事件における手続の公正さの確保が、より一層必要とされることになります。近時では、いわゆる「少額管財事件」と呼ばれる新たな試みも、実施され、1人の管財人が、各事件を比較的少額の報酬で複数の事件を担当したりしています。

第4に、法文上の用語として、「破産債務者」という用語が残された点にも疑問があります。アメリカ法では、すでに、破産に起因する差別を撤廃するために、象徴的な意味をも込めて、「債務者」というニュートラルな用語に改正されているからで

す。

第5に、手続の迅速化傾向のなかで、破産免責手続を通じた「債務者更生の機会の充実とその具体化」が、どの程度可能であるかも、問題となります。単に、いわば「免責の垂れ流し」ではなく、「将来志向型の破産的救済」が可能となるような「経済面での更生のための教育的な要素」をも、非訟事件である破産免責手続では、兼ね備えている必要があると、考えられるのです。この文脈では、新法では、旧法とは異なり、免責審尋が任意化されたのですが、しかし、現実には、たとえば、破産・免責の意義を説明するとともに、破産債務者に対する将来的な更生の意義、新たな生活設計の仕方などを説明し、今後の経済生活に役立てさせる裁判所の試み、すなわち、事実上すべての破産債務者に対して「集団免責審尋」を実施している地方裁判所の実践例が存在することは、特筆すべきであると考えられます。

また、この関係では、破産免責手続とADRとの連携、すなわち、ADR前置主義やADR後置主義も、考えるべきであろうと思います。

第6に、第5とも関係しますが、倒産手続外の制度との連携とそれらの充実化・実効化の課題もあります。より一般的には、たとえば、消費者信用教育（法教育・消費者教育）の充実、利息制限法の厳格化、消費者信用関係情報の充実、ヤミ金融の取締りの強化など、多重債務問題の抜本的な解決のためには、倒産処理手続外の制度の充実・強化が必要不可欠なものとなります。

また、法律扶助の充実も同様です。現在のところ、生活保護を受けている者しか、破産申立関係費用の扶助を受けることができないという制度運用がなされているようですが、しかし、破産申立てのための費用を、ヤミ金融などから借りる不合理な事態を避けるために、これが不可避的に要請されると考えられます。

第7に、破産による資格制限の緩和の問題があります。旧法下から破産宣告開始決定（破産手続開始決定）によって資格制限を受けるものは、多岐に及んでいます。たとえば、公法上のものとして、弁護士・公認会計士・弁理士・税理士等であり、私法上の制限として、後見人・遺言執行者・法人理事等であります。経済的破綻が、必ずしも破産債務者の責めに帰すべき事由に基づくとはかぎらないことや、また、破産債務者の経済的更生の必要性を考慮し、さらに、破産債務者の人格に対する不信（破産をした人間は他人の財産をも食い潰すおそれがあるといった不信）を法的

に追認するかのような規定は望ましくないことなどを考えれば、各法における欠格事由の定めを見直す必要があると考えられます。

ともかく、いずれの実現も、「社会正義」を実現する任務を負った弁護士の責任に負うところが大きいと考えられます。また、日本には、準法曹として、司法書士が存在し、特にいわゆる司法過疎地（実質的には大都市にも存在することには注意を要すること）などで、実質的に、債務者の面倒を見ていると考えられる点も、日本では重要であると考えられます。

なお、消費者破産との関係では、破産手続外での債務処理として、特定調停やその他の債務者救済手続も重要と考えられることを付言しまして、私の話を終わりたいと思います。

ご静聴、ありがとうございました（\*\*）。

（\*\*） 商事裁判所に別れを告げるさい、私たちを歓待してくださった判事、ベルナル・オーベルジェ氏は、その鞆から、30頁余りの地図付きの冊子（“Les Paris de Victor Hugo; Promenade Parisienne”）を取り出し、私に手渡してくださった。そこには、パリ市内におけるユーゴー先生ゆかりの地が、その歴史的なエピソードと関係作品等を引用するかたちで記されていた。それは、2002年に行われたユーゴー先生の生誕200年祭に併せて編集されたものである。彼は、名誉判事（無給の判事）であり、国際関係担当であり、しかも、毎日その小冊子を携えて商事裁判所に勤務していたのであった。

このようなかたちで、ユーゴー先生の志が、現代にも確かに受け継がれていたことに深い感銘を受け、ノブレス・オブリージの真のありようを垣間見た感じがした。

翌日、私の宿がたまたまバスティユにあったので、その冊子を片手に、ユーゴー先生の旧宅と、『レ・ミゼラブル』で学生たちがバリケードを築いた場所とされる通りとを、訪ねることもできた（勿論、私の宿は、監獄内ではない。フランス革命のさいに標的とされたバスティユ監獄は、現在、その跡片さえ存在していない）。

このヨーロッパ法曹事情の視察は、先に記した法学教室にも若干書かせてもらったが、私にとっては、多くのことを考えさせてくれた意義深い旅であった。このような貴重な機会を与えていただいた、葛西康德先生、松本英実先生、直江眞一先生



F 78 74 Hosei Kenkyu (2007)

らに、心から感謝を申し上げたい。